

1

契約概要のご説明

⇒ P.1

5年ごと利差配当付 ごども保険 I型 ごども医療特約付

「契約概要のご説明」とは、ご検討に際して、お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報（主な制限事項がある場合にはその旨）を記載した書面です。

2

注意喚起情報

⇒ P.6

～ご注意いただきたい事項～

「注意喚起情報」とは、ご契約に際して、特に重要な情報や「保険金等をお支払いできない場合について」等のお客さまに不利益となる情報を記載した書面です。

この「1. 契約概要のご説明」・「2. 注意喚起情報」は保険契約に伴う重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項について記載しておりますので、内容を十分にご確認ください。ただし、すべての重要事項や契約情報が記載されているわけではありません。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約条項によって定まります。

「3. ご契約のしおり（抜粋）」とともに**必ず内容をお読みいただき、ご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。**

3

ご契約のしおり（抜粋）

⇒ P.8

「ご契約のしおり（抜粋）」とは、ご契約承諾後にお届けする「ご契約のしおり・約款」の中から、お客さまにとって特に大切と思われる部分をまとめた書面です。

申込書などに記入される前に、是非ご一読いただき内容を十分ご確認くださいませようお願いします。

この「1. 契約概要のご説明」・「2. 注意喚起情報」および「3. ご契約のしおり（抜粋）」は、「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」とともに大切に保管してください。

ご不明な点等がございましたら、お気軽にご連絡ください

三井住友海上きらめき生命

DMデスク **0120-506-252**

受付時間 ▶ 平日 9:15～17:00

コ ー ル ニ コ ニ コ

1 契約概要のご説明

5年ごと利差配当付
こども保険
I型 こども医療特約付

- この「5年ごと利差配当付 こども保険 I型 こども医療特約付 契約概要のご説明」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この書面をお読みいただくことは重要です。「保険金等をお支払いできない場合」など、お客さまにとって不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。
- 「契約概要のご説明」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、ご契約承諾後に送付する「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。
- 本書面における保険期間、引受条件（保険金額・給付金額等）、保険料に関する事項などは代表事例を記載しております。ご契約に際しては、「申込書」により具体的な数値をご確認ください。なお、本書面に記載の保険料は2010年3月2日（計算基準日）のものであります。
- ご説明でわかりにくい点がございましたら、当社DMデスクまでご照会ください。

商品の特長

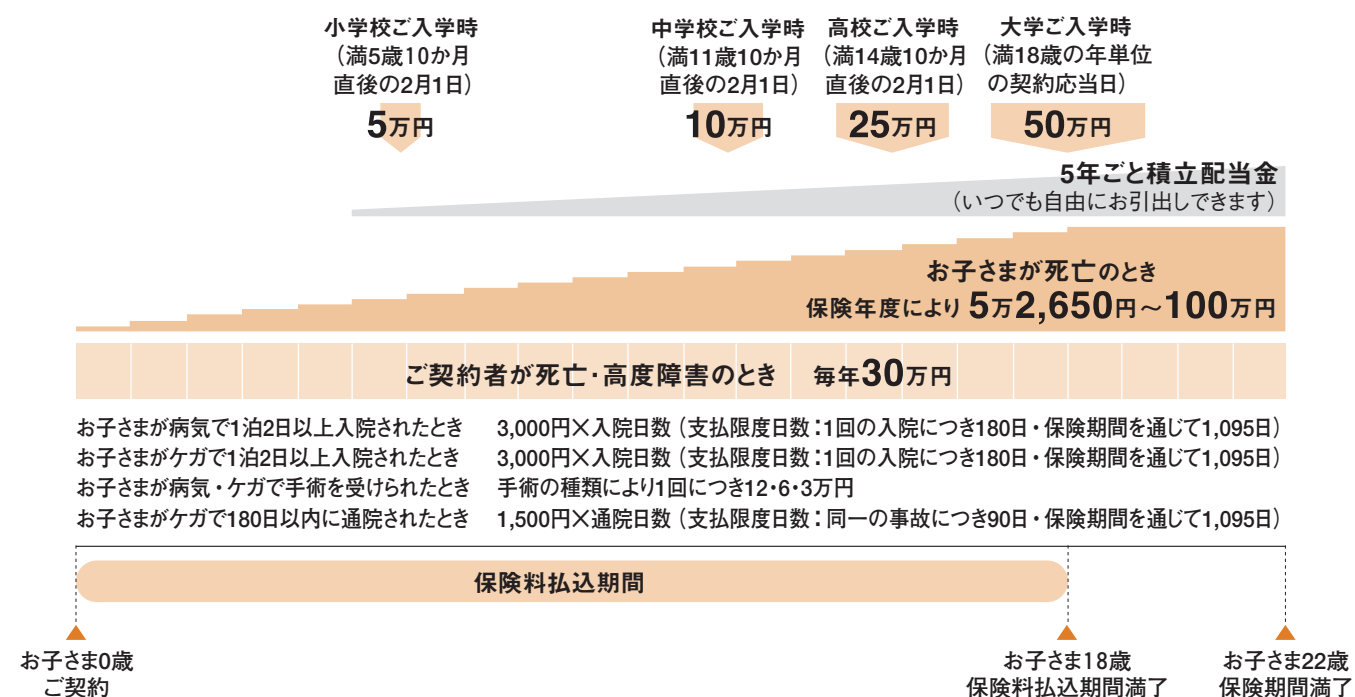
- 特長 1** お子さまの進学のとおりにあわせてお祝金を、また保険契約者が万一のときに養育年金をお受取りいただける商品です。
- 特長 2** お子さまの病気やケガによる入院・手術、ケガによる通院の際の保障を確保できます。（入院を伴わない通院も対象となります。）

商品のしくみ（代表事例）

代表事例 ▶ 50万円プランをご契約の場合

- ご契約年齢** : 被保険者：お子さま0歳、ご契約者：お父さま30歳
- 保険期間** : お子さま22歳満了
- 保険料払込期間** : お子さま18歳満了
- 基本保険金額** : 50万円
- こども医療特約** : 入院給付金日額 3,000円

月払保険料（口座振替）：5,832円



月払保険料例（口座振替）：左記ご契約の場合
(保険期間：お子さま22歳満了、保険料払込期間：お子さま18歳満了)

(単位：円)

お子さまのご契約年齢 (男女共通)		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
男 性	25歳	5,702	5,949	6,232	6,556	6,596	7,022	7,522
	30歳	5,832	6,069	6,340	6,654	6,685	7,102	7,594
	35歳	6,079	6,297	6,551	6,849	6,864	7,267	7,746
	40歳	6,491	6,683	6,913	7,188	7,180	7,562	8,022

お子さまのご契約年齢 (男女共通)		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
女 性	25歳	5,549	5,804	6,093	6,423	6,470	6,900	7,404
	30歳	5,645	5,893	6,176	6,501	6,542	6,968	7,468
	35歳	5,788	6,027	6,302	6,619	6,652	7,071	7,564
	40歳	5,988	6,218	6,484	6,792	6,816	7,226	7,709

※上記保険料は特約保険料を含みます。

引受条件（保険金額・給付金額等）

ご契約内容（主契約・特約）の代表例
被保険者：お子さま0歳、ご契約者：お父さま30歳、50万円プランをご契約の場合

保険種類	保険期間	保険料払込期間	保険金額・給付金額	月払保険料 (口座振替)
5年ごと利差配当付 こども保険・I型(養育年金あり) <主契約>	お子さま 22歳満了	お子さま 18歳満了	基本保険金額 50万円	5,238円
こども医療特約	お子さま 22歳満了	お子さま 18歳満了	入院給付金日額 3,000円	594円
代理請求特約				無料

保障内容（初年度）

お子さまの保障		保険金額・給付金額
死亡保障	疾病・災害の場合	保険年度により 5,265～100万円
入院保障	疾病・災害の場合	約款所定の入院 日額 3,000円
手術保障 (1回につき)	疾病・災害の場合	12万円・6万円・3万円
通院保障	災害の場合 (入院を伴わない通院も対象)	約款所定の通院 日額 1,500円

※各保険年度の死亡給付金額は、基本保険金額に約款所定の係数を乗じた金額となります。

※こども医療特約の入院保障は、継続して2日以上入院されたとき、入院1日目から給付金をお支払いします。通院保障については、通院1日目から給付金をお支払いします。

※入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき180日、保険期間を通じて1,095日を限度とします。

※通院給付金の支払限度日数は、1回の通院につき90日、保険期間を通じて1,095日を限度とします。

ご契約者の保障		年金額
死亡・高度障害時 養育年金	疾病・災害の場合 (基本保険金額×60%)	30万円

支払事由	祝金額
被保険者が次の満年齢に達した日の直後の2月1日に生存しているとき	・満5歳10か月… 5万円 ・満11歳10か月… 10万円 ・満14歳10か月… 25万円
被保険者が18歳の年単位の契約応当日に生存しているとき	50万円

※この保険は、お支払いする祝金の合計額がお払込保険料の合計額をこえることをお約束しているものではありません。

主契約・各特約の保障内容〔お支払事由(お支払いできる場合)、保険金等をお支払いできない場合等〕について

主契約・特約名称	お支払事由(お支払いできる場合)	お支払額	お支払限度額	保険金等をお支払いできない場合																								
5年ごと利差配当付 こども保険 I型 <主契約> 1	被保険者が次の満年齢に達した日の直後の2月1日に生存されているとき 満5歳10か月 満11歳10か月 満14歳10か月	祝金 【基本保険金額に次の割合を乗じて得た金額】 <table border="1"> <tr> <td>契約日における被保険者の契約年齢</td> <td>3歳以下</td> <td>4歳以上9歳以下</td> <td>10歳以上11歳以下</td> </tr> <tr> <td>被保険者の満年齢</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>満5歳10か月</td> <td>10%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>満11歳10か月</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>満14歳10か月</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>満18歳の年単位の契約応当日</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </table>	契約日における被保険者の契約年齢	3歳以下	4歳以上9歳以下	10歳以上11歳以下	被保険者の満年齢				満5歳10か月	10%	—	—	満11歳10か月	20%	20%	—	満14歳10か月	50%	50%	50%	満18歳の年単位の契約応当日	100%	100%	100%	—	—
	契約日における被保険者の契約年齢	3歳以下	4歳以上9歳以下	10歳以上11歳以下																								
	被保険者の満年齢																											
	満5歳10か月	10%	—	—																								
満11歳10か月	20%	20%	—																									
満14歳10か月	50%	50%	50%																									
満18歳の年単位の契約応当日	100%	100%	100%																									
被保険者が満18歳の年単位の契約応当日に生存されているとき	死亡給付金 【各保険年度ごとの死亡給付金額】	—	—	保険契約者の故意によるとき																								
保険契約者が死亡されたとき	養育年金 【基本保険金額×60%】	—	—	①責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺によるとき(ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いする場合があります。) ②養育年金受取人の故意によるとき																								
保険契約者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により約款所定の高度障害状態になられたとき	—	—	—	①保険契約者の故意によるとき ②養育年金受取人の故意によるとき																								
こども医療特約 2	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に継続して2日以上入院されたとき	災害入院給付金 【入院給付金日額×入院日数】	1入院：180日 保険期間を通じて1,095日	①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで(運転免許の効力停止中も含まれます。)運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・疾病入院給付金および手術給付金については、上記の①～⑥に加えて被保険者の薬物依存によるとき ・災害通院給付金については、上記の①～⑥に加えて原因の如何を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)や腰痛で他覚症状のないもの																								
	被保険者が責任開始期以後に発生した疾病により継続して2日以上入院されたとき	疾病入院給付金 【入院給付金日額×入院日数】	1入院：180日 保険期間を通じて1,095日																									
	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病により約款所定の手術を受けられたとき	手術給付金 【入院給付金日額×給付倍率 (手術の種類に応じて40・20・10倍)】	—																									
	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内の期間に通院されたとき	災害通院給付金 【入院給付金日額×50%×通院日数】	同一の不慮の事故による通院：90日 保険期間を通じて1,095日																									

※こども保険(主契約)の死亡給付金がお支払された場合には、保険契約は消滅します。

お支払事由および給付に際しての制限事項

1 こども保険<主契約>

- 保険契約者の高度障害状態により養育年金がお支払される場合には、以後保険契約者が死亡されても養育年金は重複してお支払いしません。(なお、保険契約者が高度障害状態に該当した場合でもこども医療特約は消滅せずに保障は継続します。以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。)
- 第2回以後の養育年金は、第1回養育年金の支払事由が生じた日の年単位の応当日を支払日として、保険期間中に限りお支払いします。ただし、第1回養育年金の支払事由が生じた後に、被保険者が死亡されたり、保険契約を解約された場合には、未払いの養育年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。
- 養育年金をお支払わないときは、養育年金部分の責任準備金を養育年金受取人に支払います。

2 こども医療特約

- 同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、そのうちもっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 手術給付金のお支払回数の限度はありません。ただし、一部の手術(ファイバースコープなどによる手術等)は、60日間に1回の給付限度があります。
- 治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられても手術給付金はお支払いしません。また、「約款所定の手術」を受けられたときにお支払いする手術給付金額は、手術の種類に応じた給付倍率によって異なります。
- 通院には往診を含みます。ただし、治療処置を行わない薬剤または治療材料の購入、受取りのみの通院等は該当しません。1日2回以上通院された場合は、1回の通院とみなします。2つ以上の事由の治療を目的とした1回の通院の場合、災害通院給付金は重複してお支払いしません。
- 災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払いがある間は、災害通院給付金はお支払いしません。

<主契約> ご確認いただきたいことから

■各保険年度の死亡給付金額について

各保険年度の給付金額は、基本保険金額に下表の係数を乗じた金額となります。

保険年度	被保険者のご契約年齢											
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
1	0.1053	0.1112	0.1177	0.1250	0.1334	0.1429	0.1539	0.1667	0.1819	0.2000	0.2223	0.2500
2	0.2106	0.2223	0.2353	0.2500	0.2667	0.2858	0.3077	0.3334	0.3637	0.4000	0.4445	0.5000
3	0.3158	0.3334	0.3530	0.3750	0.4000	0.4286	0.4616	0.5000	0.5455	0.6000	0.6667	0.7500
4	0.4211	0.4445	0.4706	0.5000	0.5334	0.5715	0.6154	0.6667	0.7273	0.8000	0.8889	1.0000
5	0.5264	0.5556	0.5883	0.6250	0.6667	0.7143	0.7693	0.8334	0.9091	1.0000	1.1112	1.2500
6	0.6316	0.6667	0.7059	0.7500	0.8000	0.8572	0.9231	1.0000	1.0910	1.2000	1.3334	1.5000
7	0.7369	0.7778	0.8236	0.8750	0.9334	1.0000	1.0770	1.1667	1.2728	1.4000	1.5556	1.7500
8	0.8422	0.8889	0.9412	1.0000	1.0667	1.1429	1.2308	1.3334	1.4546	1.6000	1.7778	2.0000
9	0.9474	1.0000	1.0589	1.1250	1.2000	1.2858	1.3847	1.5000	1.6364	1.8000	2.0000	2.0000
10	1.0527	1.1112	1.1765	1.2500	1.3334	1.4286	1.5385	1.6667	1.8182	2.0000	2.0000	2.0000
11	1.1579	1.2223	1.2942	1.3750	1.4667	1.5715	1.6924	1.8334	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
12	1.2632	1.3334	1.4118	1.5000	1.6000	1.7143	1.8462	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
13	1.3685	1.4445	1.5295	1.6250	1.7334	1.8572	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
14	1.4737	1.5556	1.6471	1.7500	1.8667	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
15	1.5790	1.6667	1.7648	1.8750	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
16	1.6843	1.7778	1.8824	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
17	1.7895	1.8889	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
18	1.8948	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
19	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
20	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
21	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
22	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000

■保険料の払込免除について

次の場合には、以後（保険料払込期間満了日まで）の保険料のお払込みは不要となります。

- 保険契約者が死亡されたとき、または責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、約款所定の高度障害状態になられたとき
ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ・責任開始期からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺によるとき
 - ・養育年金受取人の故意によるとき
 - ・保険契約者の故意によるとき
- 保険契約者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の障害状態になられたとき
ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ・保険契約者の故意または重大な過失によるとき
 - ・保険契約者の犯罪行為によるとき
 - ・保険契約者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - ・保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます。）運転している間に生じた事故によるとき
 - ・保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

■配当金等について

配当金は変動（増減）し、運用実績によっては0（ゼロ）となることもあります。

- ・契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。なお、養育年金部分については、養育年金の支払開始後6年目から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。責任準備金等の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。また、ご契約から長期間継続したご契約に対して、特別配当をお支払いすることがあります。
- ・契約者配当金は当社所定の配当積立利率で積み立てておき、ご請求があるとき、または保険金をお支払いするときに併せてお支払いします。なお、この利率（配当積立率）は経済情勢等により変動することがあります。
- ・払済・延長保険への変更は、お取扱いしません。

■解約返戻金について

解約返戻金は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。

■契約消滅時等の未経過保険料相当額について

年払または半年払のご契約については、ご契約が消滅（死亡・解約等）した場合等には、残りの保険料充当期間（月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます）に対応する保険料相当額があれば払い戻します。

<特約> ご確認いただきたいことから

■ご契約方法について

子ども医療特約は主契約に付加してご契約いただきます。

■保険料の払込免除について

主契約の約款に定める保険料の払込免除事由が生じた場合には、特約についても以後（保険料払込期間満了日まで）の保険料のお払込みは不要となります。

■お支払いの対象となる入院・手術・通院について

お支払いの対象となる入院・手術・通院は、治療を目的として「医療法」に定める国内の病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外にある医療施設において約款所定の入院・手術・通院をした場合に限りです。

■代理人による保険金等の請求について

被保険者と受取人が同一の場合で、保険金等（各種の保険金・年金・給付金）を請求できない特別な事情（被保険者本人が自らの傷病名を医師から告知を受けていない場合等）があるとき、またはご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるときは、受取人に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が保険金等や保険料の払込免除を請求することができます。なお、代理請求特約を付加されない場合は、代理請求は主契約および付加されている特約の規定に基づいてお取扱いたします。詳細については「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。

■引受保険会社の苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社DMデスクへご連絡ください。
TEL：0120-506-252
(通話料無料 受付時間／平日9:15～17:00)

- 社団法人 生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

- また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

2 注意喚起情報

～ご注意いただきたい事項～

5年ごと利差配当付

こども保険

I型 こども医療特約付

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

- この書面をお読みいただくことは重要です。「保険金等をお支払いできない場合について」「新たな保険契約への変更について」など、お客さまにとって特に不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。

- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、ご契約承諾後に送付する「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

- ご説明でわかりにくい点がございましたら、当社DMデスクまでご照会ください。

1. クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

- 申込者が郵便の方法を利用して申し込まれた場合等については、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

2. 健康状態・ご職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままをお知らせ（告知）いただく義務があります。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

告知受領権について

- 告知受領権は当社（会社所定の書面「告知書」）および当社の指定した医師だけが有しています。生命保険募集人（社員・代理店を含みます）は告知受領権がなく、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

お申込内容などの確認をさせていただく場合があります

- 社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容・告知内容などについて確認させていただく場合があります。また、保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求に際しても、ご請求内容などについて確認させていただく場合があります。（この場合、保険金・給付金等のお支払いの可否、保険料の払込免除のお取扱いの可否については、その後に決定させていただきます。）

ご契約をお断りする場合があります

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応をおこなっており、ご契約をお断りすることがあります。

告知が事実と相違する場合について

- もし告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を**解除することがあります**。ただし、責任開始日または復活日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由が2年以内に発生していた場合（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除がおこなわれない場合を含みます）には、ご契約または特約を解除することがあります。なお、生命保険募集人等の保険契約締結の媒介をおこなう者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより「告知義務違反」に該当された場合には、当社は告知義務違反を理由としてご契約を解除することができません。
※上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないこと

があります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。（ただし、保険金・給付金等のお支払事由や保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除をします。）

3. 保険会社の責任開始期について

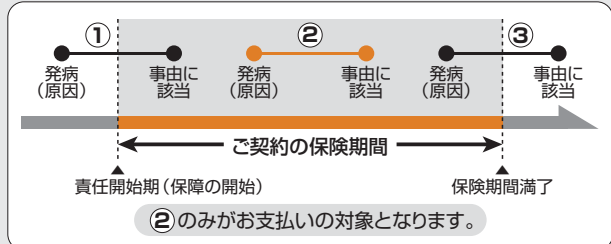
- 当社がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の責任を開始します。これを責任開始期といいます。
- 第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合には、第1回保険料の振替日が責任開始日となります。また、第1回保険料相当額をクレジットカードを利用してお払込みいただく場合には、当社でクレジットカードの有効性等の確認ができた時（告知前にクレジットカードの有効性等の確認ができたときは、告知の時）から保険契約上の責任を開始します。
- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4. 保険金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

- お支払事由に該当しない場合（責任開始期（復活の場合は復活日）前の疾病や不慮の事故を原因とする場合、「手術」が約款に定める要件に当てはまらない場合など）

責任開始期前にすでに原因となる傷病が生じていた場合（下図をご参照ください）



(注)お申込みの際に、お客さまが責任開始期前に生じていたケガや病気について事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、当社が知っていたケガや病気を原因とする場合など、約款に特段の定めがある場合は、責任開始期以後に生じた原因によるものとみなし、保険金・給付金等をお支払いします。ただし、お引受けの際に特別な条件をつけてお引受けしている場合には、その内容により保険金・給付金等をお支払いできないことや、制限されることがあります。

3 ご契約のしおり(抜粋)

5年ごと利差配当付
こども保険
I型 こども医療特約付

「こども保険」ご契約希望のお客さまへ

「ご契約のしおり(抜粋)」は、後ほどお届けする「ご契約のしおり・約款」の中から、お客さまにとって特に大切と思われる部分をまとめています。申込書などにご記入される前に、是非ご一読いただき内容を十分ご確認くださいませようお願いします。

「ご契約のしおり(抜粋)」は、お申込みいただく時期によっては約款の改定等により内容が変更となる場合もございます。ご契約承諾後「ご契約のしおり・約款」をご送付しますので、再度ご契約内容をご確認ください。また、お申し出くだされば、「ご契約のしおり・約款」を事前にご送付します。ご不明な点等がございましたら、当社DMデスクまでお問い合わせください。

1.お願いとお知らせ

■個人情報のお取扱いについて

- 当社は、本保険契約に関する個人情報(健康状態等に関する情報を含みます。以下同様)を、本保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用します。また、当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。
- 当社は、本保険契約に関する個人情報を、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(三井住友海上火災保険株式会社・保険代理店・確認会社・嘱託医・面接士を含む)、保険仲立人、医療機関、契約者・被保険者、保険金・給付金等の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。
- また、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、継続・維持管理、再保険金の支払、その他再保険に関連・付随する業務に再保険会社が利用するために提供することがあります。
- 当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

■「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

- 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

- あなたのご契約内容が登録されることがあります。
- 当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金・給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)(お支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。))に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込み等があった場合または保険金等のご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただきます。
- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。))から5年間(契約日等が2010年4月2日以後となるご契約のうち、被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- にご契約が解除・取消となることもあります。※ご契約が解除・取消となる場合については、前述の「2.健康状態・ご職業等の告知義務について」をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に契約者または被保険者が自殺した場合、保険金等のお支払いができない場合があります。また、責任開始期前に生じていたケガや病気により保険金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険金等のお支払いや保険料の払込免除ができない場合があります。

9.引受保険会社の苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社DMデスクへご連絡ください。
問い合わせ先：三井住友海上きらめき生命DMデスク
TEL：0120-506-252(通話料無料)
平日 9:15~17:00

- 社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

問い合わせ先：(社)生命保険協会
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

- また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10.保険金等のお支払いについて

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、ご契約承諾後に送付する「ご契約のしおり・約款」・「当社ホームページ」(<http://www.ms-kirameki.com>)に記載しておりますので、ご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除をおこないますので、保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が発生したときは、ただちに当社DMデスクへご連絡ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合には、当社DMデスクまで必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人ご本人となる保険金等(各種の保険金・年金・給付金)をご請求できない特別な事情がある場合、またはご契約者が保険料の払込免除をご請求できない特別な事情がある場合、その代理請求人(ご契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)によりご請求ができる場合があります。
- 代理請求人(または指定代理請求人)に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

- 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消となった場合
- 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約のお申込みや復活等の際に、保険金・給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合
- 保険金・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合(例：「責任開始日から3年以内における被保険者の自殺」や「受取人等の故意または重大な過失による支払事由の発生」など)
- ※保険金・給付金をお支払いする場合・お支払いできない場合についてのより詳しいご説明は、「当社ホームページ」(<http://www.ms-kirameki.com>)または「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5.保険料の払込猶予期間と保険契約の失効・復活等について

- 保険料払込期月中にご都合のつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。この猶予期間中に保険料のお払込みがなく、保険料の自動振替貸付(お立替え)ができない場合には、ご契約は失効します。
- 自動振替貸付(お立替え)とは、保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合でも、その解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料のお立替えをしてご契約を有効に継続させる制度です。この場合、自動振替貸付金(お立替金)について当社所定の利率で利息をいただきます。
- 万一ご契約の効力を失った場合でも、失効から3年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえて、ご契約の復活を請求することができます。この場合、告知と、復活に必要な保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

6.解約と解約返戻金について

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されすと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年(月)数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

7.保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
問い合わせ先：生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8.新たな保険契約への変更について

現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、新たな保険契約へのお申込みをされる場合、特に次のような不利益があります。

- 多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったため

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社DMデスクまでお問い合わせください。

【登録事項】 ①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします) ②死亡保険金額および災害死亡保険金額 ③入院給付金の種類および日額 ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日 ⑤取扱会社名
--

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

■「支払査定時照会制度」について 保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合に、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されず、各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社DMデスクまでお問い合わせください。

【相互照会事項】 次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。 (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします) (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(上記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします)

(3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
 (注)「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

■生命保険募集人について

●当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
 また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例
 ・保険契約の復活 など

それぞれの内容については、「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください。
 ●なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社DMデスクまでご連絡ください。

■ご契約のお申込みについて

●ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、自署・捺印をお願いします。
 ※申込書に記載されている契約者住所は、資料をご請求いただいた際の住所をそのまま転記しております。保険証券をお送りする際の宛先にもなりますので、お申込みいただく際は、再度ご確認ください。

■受取金額と払込保険料合計額の関係について

●保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金等のお受取金額が払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

■当社の組織形態について

●保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
 ●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

2. 保険金等のお支払いについて

■**保険金・給付金等のお受取りなどの請求手続きについて**
 保険金・給付金等のお支払事由、保険料の払込免除事由が発生したときは、ただちに当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。

- 長期間経過しますと、お支払いなどに支障をきたす場合もありますのでご注意ください。
- 保険金・給付金等は、すべての必要書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- お支払いに際し、ご提出いただいた書類に加えてご請求内容について約款所定の確認が必要な場合には、保険金・給付金等を5営業日以内にお支払いできないことがあります。この場合、確認事項に応じて約款所定の期日以内にお支払いします。ただし、確認に際し、ご契約者、被保険者、保険金・年金・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げたり、確認等に応じなかった場合、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金等をお支払いできません。

<約款所定の確認>の例

保険金・年金・給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
<ul style="list-style-type: none"> ・保険金・年金・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金・年金・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日以内
上記の確認をおこなうために特別な照会や調査が必要な場合には、お支払期限が90日、120日または180日以内となる場合があります。	

●保険金・給付金等は口座振込の方法でお支払いします。

■保険金・給付金等をお支払いできない場合について

●お支払事由に該当しない場合
 ●お支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いすることはできません。

①当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故による傷害や疾病を原因とする高度障害状態や入院・手術など
 ②約款に定める事由に当てはまらない入院
 ・入院された日数が約款に定めた日数に満たない場合
 ・入院給付金を約款に定めた支払日数の限度まで既にお支払いしている場合
 ・治療をとまなわない入院の場合(美容整形や人間ドックのための入院) など
 ③約款に定める要件に当てはまらない手術
 ・約款に定める種類の手術に該当しない場合
 ・吸引・穿刺など手術の定義に当てはまらない場合
 ・治療をとまなわない手術の場合(美容整形や診断・検査のための手術) など

●お支払事由に該当してもお支払いできない場合
 次のような場合には、保険金・給付金等のお支払事由に該当しても保険金・給付金等をお支払いすることはできません。

保険種類	給付金・年金	お支払いできない場合
こども保険	死亡給付金	保険契約者の故意によるとき
	養育年金	①責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺によるとき (ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払いする場合があります。) ②保険契約者の故意により高度障害状態に該当したとき ③養育年金受取人の故意によるとき
こども医療特約	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金 災害通院給付金	①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで(運転免許の効力停止中も含まれます。)運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・疾病入院給付金および手術給付金については上記の①～⑥に加えて被保険者の薬物依存によるとき ・災害通院給付金については、上記の①～⑥に加えて原因の如何を問わず、頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの

- 告知義務違反による解除の場合
告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。
- 不法取得目的による無効の場合
ご契約者が保険金・年金・給付金等を不法に取得する目的または他人に保険金・年金・給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または保険金額等の増額が行われたときには、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料は払い戻しません。
- 詐欺による取消の場合
ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結、復活または保険金額等の増額が行われたときには、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料は払い戻しません。
- 重大事由による解除の場合
重大事由に該当し、主契約・特約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払事由や保険料の払込免除事由による保険金・年金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

重大事由とは
 ①養育年金、死亡給付金、入院給付金、手術給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こした(未遂を含みます)とき
 ②養育年金、死亡給付金、入院給付金、手術給付金等の請求に関し詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
 ③他の保険契約との重複により入院給付金、手術給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがあるとき
 ④この保険を継続することを期待しえない上記と同等の以下のような事由があるとき
 ・この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重

大事事によって解除されたとき
 ・ご契約者、被保険者、保険金等の受取人もしくは養育年金受取人が他の生命保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由によって解除されたとき など

- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効している場合
保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間に保険金・給付金等のお支払事由(お支払いできる場合)が生じても保険金等をお支払いすることはできません。
- 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例
保険金・給付金等のお支払事由が次の原因により生じた場合、保険契約者の数の増加がこの保険(主契約・特約)の計算の基礎に影響を及ぼすと認められたときは、その程度に応じ、金額を削減して支払うか、またはその金額の全額をお支払いしない場合があります。

保険種類	給付金・年金	お支払事由(お支払いできる場合)が次の原因により生じた場合
こども保険	死亡給付金 養育年金	戦争その他の変乱
こども医療特約	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金 災害通院給付金	戦争その他の変乱、地震、噴火、または津波

3. ご契約に際しての大切なことから

■ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等について告知していただく義務があります

●生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障し合う制度です。したがって、初めからかならずしも健康とは申しあげられない方や危険な職業に従事している方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
 ご契約にあたっては、**過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)**、**現在の健康状態、身体の障がい状態、現在のご職業等**「告知書」で当社がおたずねすることについて事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■告知の方法

●**会社所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。**
 過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)など、告知書にご記入いただく事項は、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項ですので、書面でお伺いすることにしております。

■告知受領権

告知受領権は当社(会社所定の書面「告知書」)および当社の指定する医師だけが有しています。

次の①～③の者に**口頭でお話しただけでは告知していただくことにはなりませんので、ご注意ください。**
 ①社員 ②代理店 ③当社の指定する以外の医師など

■ご契約をお断りする場合があります

●お身体の状態やご職業等によっては、他のご契約者との公平性を保つために、ご契約をお断りすることがあります。

■告知いただいたことがら事実と違っていた場合、保険金等をお支払いできないことがあります

●告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
 (注)このお取扱いは責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内、かつ当社が告知義務違反の事実を知ってから1か月以内に限ります。ただし、2年経過後でも給付金のお支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合(責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除がおこなわれない場合を含みます。)は、ご契約を解除することがあります。
 なお、生命保険募集人等の保険契約締結の媒介をおこなう者が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人等のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

●ご契約を解除した場合は、たとえ給付金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。

〈例〉胃かいような治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合は、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることはできません。

(ただし、「保険金・年金・給付金等のお支払事由、または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・年金・給付金等をお支払いする、または保険料のお払込みを免除することがあります。)

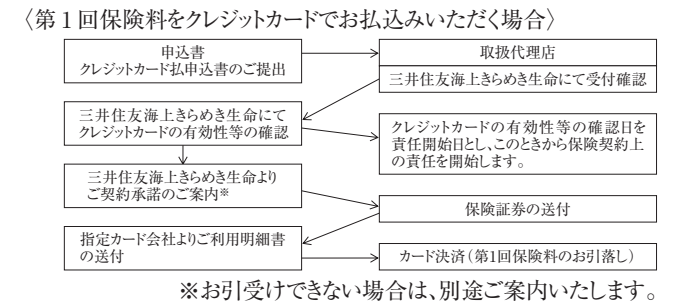
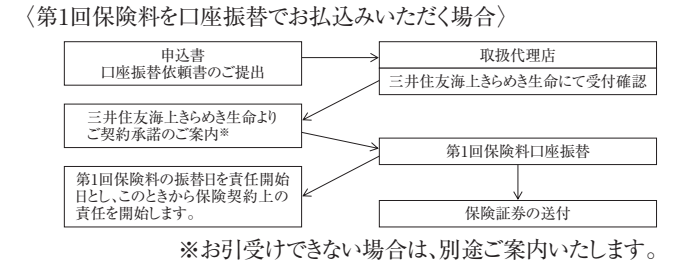
- ご契約を解除した場合は、お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
 (注)なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、
 ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります。
 ・すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

■お申込内容などの確認をさせていただくことがあります

●社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容・告知内容などについて確認させていただく場合があります。
 ●保険金・給付金、保険料の払込免除等のご請求に際しても、ご請求内容などについてご確認させていただくことがあります。この場合、保険金・給付金等のお支払いの可否、保険料の払込免除のお取扱いの可否については、その後に決定させていただきます。

■保険会社の責任開始期について

- お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることに決定(承諾)した場合には、第1回保険料相当額を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは、告知の時)から保険契約上の責任を開始します。
- 第1回保険料相当額を口座振替でお払込みいただく場合には、第1回保険料相当額の振替日が責任開始日となります。
- 第1回保険料相当額をクレジットカードを利用してお払込みいただく場合には、当社でクレジットカードの有効性等の確認ができた時(告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときは、告知の時)から保険契約上の責任を開始します。
- お申込みから保障の開始は次のとおりとなります。



- 契約日は次の通りとなります。
 - ・**月払契約のとき**
責任開始日の属する月の翌月1日
この場合、責任開始の時から契約日の前日までの間に保険金等のお支払事由が生じたときは、保険期間および年齢は責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば当社がお支払する金額と精算します。
 - ・**年払・半年払契約のとき**
責任開始日と同じ日

■保険料の払込方法について

- 保険料の払込方法(経路)**
保険料は払込期月中にお払込みください。お払込みには次のような方法(経路)があります。
 - ・**口座振替扱**
銀行などの金融機関等の口座振替によりお払込みいただく方法です。当社と提携している金融機関等のうち、ご契約者が指定された預金口座から当社所定の振替日に、自動的に保険料が当社に振り込まれます。
 なお、お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。振替日に振替ができず、すでに払込期月を過ぎている場合は、お手数でも猶予期間内に当社DMデスクにご連絡ください。
 - ・**クレジットカード扱**
当社所定の範囲内でクレジットカードを利用してお払込みいただく方法です。お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。

●保険料の払込方法(回数)

保険料のお払込みには次のような方法(回数)があります。

・月払

保険料を毎月1回お払込みいただく方法です。保険料をお払込みいただいた後に契約が消滅(死亡・解約等)した場合等でも、残りの保険料充当期間に対応する保険料の払い戻しはありません。

・年払

保険料を毎年1回お払込みいただく方法です。保険料をお払込みいただいた後に契約が消滅(死亡・解約等)した場合等には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1カ月未満の期間は切り捨てます。)に対応する保険料があれば払い戻します。

・半年払

保険料を半年に1回お払込みいただく方法です。保険料をお払込みいただいた後に契約が消滅(死亡・解約等)した場合等には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1カ月未満の期間は切り捨てます。)に対応する保険料があれば払い戻します。

■契約者配当金について

●契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いたします。責任準備金等の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。

●契約者配当金は当社所定の配当積立利率で積み立てておき、ご請求があったとき、または保険金・年金の給付金等をお支払いするときに併せてお支払いたします。

●こども医療特約には契約者配当金はありません。

4.ご契約後について

■保険料のお払込みが困難になられたとき

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約をご継続できる方法があります。

●自動振替貸付(お立替)の制度について

保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合でも、その解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料のお立替えをする制度です。この場合、自動振替貸付金(お立替金)について当社所定の利率で利息をいただきます(複利計算)。

●保険金額等の減額

保険金額等を少なくして以後の保険料を少なくする方法です。(当社所定の保険金額等を下回る場合等はお取扱できません。)

■保険料の払込猶予期間と保険契約の失効について

保険料のお払込みが遅れますとご契約の効力が失われます。

●保険料の払込猶予期間

保険料払込期月中にご都合のつかない場合は、次の猶予期間内にお払込みください。

・月払契約のとき

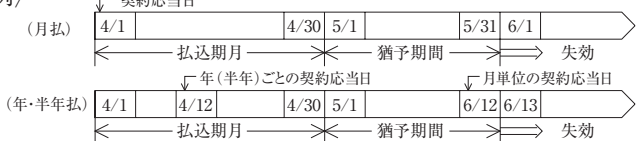
払込期月の翌月初日から末日まで

・年払・半年払契約のとき

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで
契約日の応当日がない場合はその月の末日まで。ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで

(注) 保険料の払込方法(回数)を変更された場合は、猶予期間もそれに応じて変わります。

〈例〉



●ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがなく、保険料の自動振替貸付(お立替え)ができない場合には、ご契約が猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

■保険契約の復活について

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効から3年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

●手続きの内容

- ・復活請求書を提出していただきます。
- ・復活に必要な保険料を一括してお払込みいただきます。
- ・健康状態等についてあらためて告知していただきます。

■解約と解約返戻金について

ご契約を途中でやめになると、多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されますと、まったくないか、あってもごくわずかです。

●ご契約の長期継続をおすすめします。

- ・ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障などにお役にたつ貴重な財産ですから、大切に継続ください。

●解約返戻金について

- ・生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部はご契約全体の年々の給付金等のお支払いに、また他の一部は生命保険会社の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が給付金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・解約返戻金の額はご契約時の年齢・性別・経過年(月)数などにより異なります。
- ・解約返戻金は年々増加していくものとは限りません。被保険者のご契約時の年齢や保障額との関係などで下がる場合があります。
- ・効力を失ったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

●解約について

- ・やむをえずご契約を解約される場合には、当社DMデスクへお申し出いただき当社所定の書類をご提出ください。この場合、解約返戻金があれば、ご契約者にお支払いたします。
- ・解約返戻金は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いたします。
- ・主契約を解約されると、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。解約返戻金はご契約の種類、経過年(月)数などによって異なりますが、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・解約返戻金は口座振込の方法でお支払いたします。

■被保険者によるご契約者への解除請求について

●被保険者とご契約者が異なるご契約において、次のいずれかの事由に該当された場合には、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者からの解約の請求を受けたご契約者は、ご契約を解除する必要があります。(保険法第58条、第87条により契約日(復活の場合は復活日)が2010年4月1日以後となるご契約について適用)

- ①ご契約者または保険金等の受取人が、死亡給付金、入院給付金、手術給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こした(未遂を含みます)とき
- ②死亡給付金、入院給付金、手術給付金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③その他、ご契約者または保険金等の受取人に対する被保険者の信頼が損われ、ご契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、被保険者となることの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき

■こんなときは、ただちにご連絡ください

●次のようなときは、当社DMデスクにご連絡ください。

- ・保険料の振替口座を変更したい
- ・保険料の払込方法を変えたい
- ・保険料をまとめて払い込みたい
- ・保険金額を減額したい
- ・保険料の払込みが困難になった
- ・変更した契約内容を元に戻したい
- ・途中から特約を付けたい
- ・引越して住所が変わった
- ・町名・番地が変わった
- ・保険契約者・死亡保険金受取人を変えたい
- ・保険契約者が死亡した
- ・死亡保険金受取人が死亡した
- ・姓が変わった
- ・名前を変えた
- ・保険金・給付金を請求したい
- ・保険証券を紛失した
- ・解約したい

お願い

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、必ず保険証券の保険証券番号、ご契約者のご住所とお名前および被保険者のお名前をお知らせください。
- 保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですから、「ご契約のしおり・約款」とともに大切に保管してください。

三井住友海上きらめき生命保険株式会社

〒101-8458 東京都千代田区神田錦町3-11-1

DMデスク

TEL: 0120-506-252 平日/9:15~17:00

ホームページアドレス <http://www.ms-kirameki.com>